

「固定資産の異動」について

お知らせください



住宅用の新築家屋
に対する税の軽減

土地の異動や家屋の新築、増改築、取り壊しなどについては税務出納課で調査を行っています。調査漏れをなくするため、次のような固定資産の異動がありましたら、5月15日に送付の納税通知書に同封しました「所有建物確認のお願い」のハガキに記入し投函いただくか、電話などでお知らせください。

◆土地

土地の現況（利用状況）が変わったとき

＊田畑や原野を造成して、宅地や駐車場、資材置き場にした場合など

◆家屋

家屋（建物）に異動があったとき

＊建物を新築、増改築した場合や建物を取り壊した場合

住宅用の新築家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下のものは、120㎡相当分の税額が初年度から3年間（マンションなど3階以上の中高層耐火構造住宅は5年間）2分の1に軽減されます。

＊長期優良住宅の認定を受けた新築家屋は、初年度から5年間（マンションなどの3階以上の中高層耐火構造住宅は7年間）2分の1に軽減されます。

＊都市計画税は軽減されません。

次の①～③は、該当する改修に伴う固定資産税の軽減が受けられます。

- ①省エネ改修工事
- ②バリアフリー改修
- ③耐震改修

＊詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ 税務出納課
資産税係 ☎85-16133

6次産業化支援事業助成事業追加募集

白鷹町産業振興戦略会議では、農工商観の連携や6次産業化による新たな事業に取り組む方を支援するため、助成制度を設け、事業に取り組む方を募集します。

▼募集内容 白鷹町の農林水産物や地域資源などを活用した以下の事業を募集します。

- ①新商品・新サービス開発等を行うための調査検討事業
→20万円を上限として事業経費の2分の1を助成。
- ②新商品・新サービス等の開発、既存商品・既存サービス等の改良に取り組む事業
→50万円を上限として事業経費の2分の1を助成。
- ③新商品・新サービス、既存商品・既存サービス等改良後の販路拡大など具体的な取り組みを行う事業
→30万円を上限として事業経費の2分の1を助成。

※詳しくは「広報しらたか7月12日号」をご覧ください。

▼助成対象者 以下のいずれかに該当する方。

- 1. 白鷹町で農林水産業を営む個人または法人
- 2. 農林水産業者で組織する団体
- 3. 白鷹町で商工観光業を営む個人または法人

▼募集期間 10月31日（金）まで

■申し込み・問い合わせ

白鷹町産業振興戦略会議（産業センター内）
安部 ☎85-0055

平成27年産「つや姫」生産者を募集します

平成27年度も「つや姫」を「品質・食味・安全の三位一体の栽培法を重視したおいしい米」として生産・流通させるため、意欲的に生産に取り組んでいただく方を募集します。

▼申請手続 生産集団（JA、米集組合、生産団体など）または個人が町を通して申請します。

※平成26年産の認定を受けた方も申請が必要です。

▼募集期間 10月10日（金）まで

▼提出方法 生産集団を通じて町産業振興課に提出ください。

申請書は町産業振興課・JA白鷹支店・西置賜農業技術普及課に備えてあります。

▼認定要件 認定に際しては、水田経営面積や栽培方法などの要件があります。

※詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

町産業振興課農業振興係 ☎85-6107
JA山形おきたま白鷹支店 ☎85-2121
西置賜農業技術普及課 ☎88-8212